

埼玉県民間建築物耐震改修等補助事業交付要領

(通則)

第1条 この要領は、埼玉県建築物耐震改修等補助制度要綱（以下「県制度要綱」という。）第2条第1項の民間建築物耐震改修等補助事業の実施に必要な事項を定めることを目的とし、事業に係る補助金の交付等に関しては、社会資本整備総合交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）、住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱（以下「緊急促進制度要綱」という。）、住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱（以下「緊急交付要綱」という。）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）及びその他関連通知等に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語は、それぞれ県制度要綱に定めるところによる。

(補助金の額)

- 第3条 耐震診断事業に係る補助金の額及び耐震診断に要する費用は、次の各号に定める額とする。
- 一 補助金の額は、耐震診断に要する費用の3分の2以内の額とし、かつ、300万円を限度とする。
 - 二 耐震診断に要する費用は、国交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ及びロー16-(12)-①の1の三及び2の三に定める費用を限度とする。
- 2 緊急耐震診断事業に係る補助金の額及び耐震診断に要する費用は、次の各号に定める額とする。
- 一 耐震診断義務化路線閉塞建築物の補助金の額は、耐震診断に要する費用の10分の10以内の額とする。
 - 二 前号を除き、重点23路線沿道の緊急輸送道路閉塞建築物の補助金の額は、耐震診断に要する費用の10分の10以内の額とし、かつ、1,000万円を限度とする。
 - 三 前二号を除き、補助金の額は、耐震診断に要する費用の3分の2以内の額とし、かつ、300万円を限度とする。
 - 四 耐震診断に要する費用は、緊急交付要綱第3第2項第四号に定める費用を限度とする。
- 3 耐震補強設計・建替設計事業に係る補助金の額（以下「設計事業費補助金額」という。）及び耐震補強設計・建替設計に要する費用（以下「補強等設計費」という。）は、次の各号に定める額とする。
- 一 設計事業費補助金額は、補強等設計費の3分の2以内の額とし、かつ、第7項に定める額を限度とする。
 - 二 補強等設計費は3,300円/㎡を限度とする。
- 4 緊急耐震補強設計・建替設計事業に係る補助金の額（以下「緊急設計事業費補助金額」という。）及び耐震補強設計・建替設計に要する費用（以下「緊急補強等設計費」という。）は、次の各号に定める額とする。
- 一 耐震診断義務化路線閉塞建築物の緊急設計事業費補助金額は、緊急補強等設計費の10分の10以内の額とする。
 - 二 前号を除き、要緊急安全確認大規模建築物の緊急設計事業費補助金額は、次式により算出した額以内とする。
A：緊急補強等設計費 B：緊急設計事業費補助金額
A/3 ≤ 6,500,000 の場合 B = A × 5/6
A/3 > 6,500,000 の場合 B = A/3 + 9,750,000
 - 三 前二号を除き、緊急設計事業費補助金額は、緊急補強等設計費の3分の2以内の額とし、かつ、第7項に定める額を限度とする。
 - 四 緊急補強等設計費は3,300円/㎡を限度とする。

- 5 耐震改修工事・建替工事業又は除却工事業に係る補助金の額（以下「工事業費補助金額」という。）及び耐震改修工事、建替工事又は除却工事に要する費用（以下「改修等工事費」という。）は、次の各号に定める額とする。
 - 一 工事業費補助金額は、改修等工事費の23.0%（ただし、避難所等の場合には3分の2）以内の額とし、かつ、第7項に定める額を限度とする。
 - 二 改修等工事費は、国交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ及びロー16－（12）－①の3の四のロ及び4の二のイに定める費用を限度とする。
- 6 緊促耐震改修工事・建替工事業及び緊促除却工事業に係る補助金の額（以下「緊促工事業費補助金額」という。）及び緊促耐震改修工事又は建替工事業又は緊促除却工事に要する費用（以下「緊促改修等工事費」という。）は、次の各号に定める額とする。
 - 一 耐震診断義務化路線閉塞建築物の緊促工事業費補助金額は、緊促改修等工事費の10分の9以内の額とする。
 - 二 前号を除き、要緊急安全確認大規模建築物の緊促工事業費補助金額は、次式により算出した額以内とする。

$$\begin{aligned} & A : \text{緊促補強等設計費} & B : \text{緊促設計事業費補助金額} \\ & C : \text{緊促改修等工事費} & D : \text{緊促工事業費補助金額} \end{aligned}$$

$$A/3 + C \times 0.115 \leq 6,500,000 \text{ の場合}$$

$$D = C \times 0.448$$

$$A/3 + C \times 0.115 > 6,500,000 \text{ の場合}$$

$$D = 0.115 \times C + 200/207 \times (19,500,000 - A)$$
 - 三 前二号を除き、緊促工事業費補助金額は、緊促改修等工事費の3分の2以内の額とし、かつ、第7項に定める額を限度とする。
 - 四 緊促改修等工事費は、緊促交付要綱第3第1項第三号イ及び第4項第四号に定める費用を限度とする。
- 7 第3項第一号及び第5項第一号の補助金を合算した額、第4項第三号及び第6項第三号の補助金を合算した額は、1,300万円（ただし、避難所等及び緊急輸送道路閉塞建築物の場合には4,400万円）以内の額とする。
- 8 前第4項、第6項及び第7項によらず、特定耐震化促進建築物の緊促設計事業費補助金額、緊促工事業費補助金額及び緊促補強等設計費、緊促改修等工事費は、次の各号に定める額とする。ただし、平成31年度までに令和3年度までの着工の意向を示したものに限る。
 - 一 緊促設計事業費補助金額及び緊促工事業費補助金額は、緊促補強等設計費及び緊促改修等工事費のそれぞれ3分の2以内の額とする。
 - 二 緊促補強等設計費は3,300円/㎡を限度とする。
 - 三 緊促改修等工事費は、緊促交付要綱第3第1項第三号イに定める費用を限度とする。
- 9 緊促設計事業費補助金額が1,625万円を超える補助金の交付を受けた要緊急安全確認大規模建築物の施行者は、当該建築物において前第6項第二号によらず、県制度要綱第2条第七号及び第八号の事業による補助金を受けることはできない。
- 10 各事業の補助金の額は、予算の範囲内とし、1,000円未満を切り捨てるものとする。

（補助金交付の申請）

- 第4条 耐震診断事業又は緊促耐震診断事業を実施し、補助金の交付を受けようとする施行者は、当該事業着手の前に補助金交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添付し知事に提出しなければならない。
- 一 現況写真
 - 二 現況配置図及び現況平面図（補助対象建築物について、建築確認年月日、面積、補助対象部分を明示すること）
 - 三 補助対象部分が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたことを証する書類
 - 四 昭和56年6月1日以降の増改築の状況を証する書類
 - 五 当該建築物の所有者等であることを証する書面

- 六 当該建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 3 条に規定する区分所有者の団体からの申請の場合を除き、補助対象建築物が共有物である場合に限る。）
 - 七 区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類（区分所有法第 3 条に規定する区分所有者の団体からの申請の場合に限る。）
 - 八 事業費欄の根拠となる書類（複数の見積書、積算書等）
 - 九 その他知事が必要と認める書類
- 2 耐震補強設計・建替設計事業又は緊促耐震補強設計・建替設計事業を実施し、補助金の交付を受けようとする施行者は、当該事業着手の前に補助金交付申請書（様式 2）に次に掲げる書類を添付し知事に提出しなければならない。
- 一 現況写真
 - 二 現況配置図及び現況平面図（補助対象建築物について、建築確認年月日、面積、補助対象部分を明示すること）
 - 三 補助対象部分が昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けたことを証する書類
 - 四 昭和 56 年 6 月 1 日以降の増改築の状況を証する書類
 - 五 当該建築物の所有者等であることを証する書面
 - 六 当該建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面（区分所有法第 3 条に規定する区分所有者の団体からの申請の場合を除き、補助対象建築物が共有物である場合に限る。）
 - 七 区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類（区分所有法第 3 条に規定する区分所有者の団体からの申請の場合に限る。）
 - 八 耐震診断結果報告書の写し
 - 九 事業費欄の根拠となる書類（複数の見積書、積算書等）
 - 十 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成 31 年国土交通省告示第 98 号）をもとに算出した額を標準とする額の根拠となる書類（建替設計事業のみ）
 - 十一 その他知事が必要と認める書類
- 3 耐震改修工事・建替工事事業、除却工事事業、緊促耐震改修工事・建替工事事業又は緊促除却工事事業を実施し、補助金の交付を受けようとする施行者は、当該事業着手の前に補助金交付申請書（様式 3）を作成し知事に提出しなければならない。
- 一 現況写真
 - 二 補助対象部分が昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けたことを証する書類
 - 三 昭和 56 年 6 月 1 日以降の増改築の状況を証する書類
 - 四 当該建築物の所有者等であることを証する書面
 - 五 当該建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面（区分所有法第 3 条に規定する区分所有者の団体からの申請の場合を除き、補助対象建築物が共有物である場合に限る。）
 - 六 区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類（区分所有法第 3 条に規定する区分所有者の団体からの申請の場合に限る。）
 - 七 耐震診断結果報告書の写し
 - 八 位置図等（事業を行う土地の区域及び耐震改修等を行う建築物の位置等を表示すること。）
 - 九 関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図及び建築設備図等）
 - 十 耐震判定委員会等の評価を得たものであることを証する書類等の写し
 - 十一 事業費欄の根拠となる書類（複数の見積書、積算書等）
 - 十二 その他知事が必要と認める図書
- 4 施行者は、補助対象事業が複数年度にわたるものに係る初年度の補助金交付申請前に、当該事業に係る事業費の総額、事業完了の予定時期等について、全体設計承認申請書（様式 4-1）を知事に提出することができる。なお、当該事業に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

- 5 知事は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めた場合は、当該全体設計を承認し、施行者に通知（様式４－２）するものとする。
- 6 第１項、２項及び３項に規定する補助金の交付を申請しようとする施行者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。
ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（補助金交付の決定）

- 第５条 知事は、補助金交付申請書を受理した場合、当該申請内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式５）により施行者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助金の交付を決定する際には、必要な条件を付することができる。
 - 3 施行者は、補助金の交付の決定が通知されるまで、補助対象事業の実施に関する契約を締結してはならない。
 - 4 知事は、第４条第６項ただし書きによる交付申請がなされたものについて、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で第８条による申請を行うことを条件に付して交付決定を行うものとする。
 - 5 知事は、第４条第６項ただし書きによる交付申請がなされたものについて、補助金の額の確定時点において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で、知事が当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとなる旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（権利譲渡の禁止）

- 第６条 施行者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（中間検査）

- 第７条 知事は、耐震改修工事・建替工事事業又は緊促耐震改修工事・建替工事事業において、必要と認める場合は工程を指定し、中間検査を実施することができる。施行者は、知事が指定する工程において、中間検査申請書（様式６）に関係書類を添えて知事に中間検査の申請をしなければならない。
- 2 知事は、中間検査申請書を受理したときは、当該耐震改修工事又は建替工事が適切に行われているかどうか、速やかに中間検査を行うものとする。
 - 3 知事は、前項の中間検査を行った結果、当該耐震改修工事又は建替工事が適切に行われていないと認める場合には、当該工事が適切に行われるよう施行者に指導するものとする。この場合において、施行者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。
 - 4 前各項に規定する場合のほか、知事は必要があると認めるときは、施行者に対し必要な指示を行い、報告を求め、又は建築物その他の物件若しくは設計図書等の書類を検査することができる。

（補助対象事業の内容変更）

- 第８条 施行者は、耐震診断事業、緊促耐震診断事業、耐震補強設計・建替設計事業及び緊促耐震補強設計・建替設計事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書（様式７）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。知事は、補助金交付変更申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付の変更を決定し、補助金交付決定変更通知書（様式８）により施行者に通知するものとする。

2 施行者は、耐震改修工事・建替工事事業、除却工事事業、緊促耐震改修工事・建替工事事業又は緊促除却工事事業の内容を変更しようとするときは、次の各号によらなければならない。

一 補助金の額に変更を生じない場合の変更 施行者は、次に掲げる変更が生じ、それにより補助事業の内容が変わるときは事業内容の変更報告書（様式9）により知事に報告し指示を受けなければならない。

ア 補助の対象となる部分の面積、配置、構造、形状及び仕上げの変更

イ 事業工程の大幅な変更

ウ その他の申請内容の大幅な変更

二 補助金の額に変更を生じる場合の変更 施行者は、補助金交付変更申請書（様式7）により、知事の承認を受けなければならない。

知事は、補助金交付変更申請書を受理した場合、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付の変更を決定し、補助金交付決定変更通知書（様式8）により施行者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 施行者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止（廃止）承認申請書（様式10-1）を提出し、知事の承認（様式10-2）を受けなければならない。

（補助対象事業の完了期日の変更）

第10条 施行者は、補助対象事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想される場合は、速やかに完了期日変更報告書（様式11）により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助対象事業の遂行）

第11条 施行者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令に基づく知事の処分に従って補助対象事業を行わなければならない。

（遂行命令）

第12条 知事は、施行者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助対象事業を遂行していないと認めたときには、施行者にこれらに従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

（完了実績報告）

第13条 施行者は、補助対象事業が完了したときは（一部廃止の承認を受けたときも含む）、速やかに完了実績報告書（様式12）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

一 関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図及び建築設備図等）

二 耐震診断結果報告書（第4条第1項の場合）

三 耐震補強（建替）設計報告書（第4条第2項の場合）

四 耐震改修、建替又は除却工事写真（第4条第3項の場合）

五 契約書の写し

六 連絡者リスト（設計業者又は工事監理者、工事請負業者等）（第4条第3項の場合）

七 その他参考となる資料

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条に掲げる完了実績報告書を受理した場合は、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い適当と認めたときは補助金の額を決定し、補助金額確定通知書（様式13）により当該施行者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 施行者は、前条に掲げる通知を受理した場合は、速やかに補助金交付請求書（様式14）により補助金の交付を知事に請求しなければならない。

（是正のための措置）

第16条 知事は、前条の規定による完了実績報告書を受理した場合において、当該補助対象事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときには、これらに適合させるための措置を講じるよう施行者に命じることができる。

（補助金の経理）

第17条 施行者は、県の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、かつ、当該収入および支出等についての証拠書類を補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第18条 知事は、施行者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 虚偽の申請その他不正の行為により施行者となったとき。
- 二 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- 三 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- 四 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に対し重大な違反をし、かつ、是正のための命令に応じないとき。
- 五 県制度要綱第3条第5項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- 六 その他知事が不適当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第19条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係わる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式15）により期限を定めてその返還を命じることができる。

- 2 知事は、前項の規定により補助金が返還された場合、当該補助が国庫補助金の交付を受けたものである場合は、速やかに国への補助金を返還するための措置を講じるものとする。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第20条 施行者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合には、様式第16号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入れ控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、その都度都市整備部長が定めるものとする。

附 則

この要領は平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。